



古代地名伝説考(II)：よこなまり式を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 阿部, 源蔵 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00001107

古代地名伝説考Ⅱ

— よこなまり式を中心に —

阿 部 源 蔵

北海道学芸大学釧路分校国語国文学研究室

Genzo ABE : On the Ancient Traditions of Geographical Names.

目	次
1 訛（よこなまり）とは？	5 日本書紀を中心に
2 出雲国風土記を中心に	6 改の字の用例について
3 古事記を中心に	7 よこなまり式の意義
4 〱離脱の段階〱におけるいろいろ	— · —
	備考・注

1. 訛（よこなまり）とは？

古代の地名伝説における「訛」の字の用例を追究することによって、古代人の国語意識展開の一脈をさぐろうとするのが、この小論のネライである。——連関して、「今・誤・改」などの用例にも及ぶ。

〔例1〕 戊午年（神武紀，前3年 筆者注）二月 丁酉朔丁未，皇師遂東 舳舻相接。方到難波之碕 會有奔潮太急。因以名為浪速國。亦曰浪花。今謂難波訛。訛，此云與許奈磨慮。（日本書紀 卷第3）

よく引かれる例であるが、これが訛の字の、文献に現われた最初の例である。しかも、それが、ほかならぬ地名伝説においてであるという点に注目したい。地名伝説は、これまでしばしば解釈ないし語源意識等、総じて、古代人の国語意識の所産として取り上げられて来た。なるほどそれらは、形式的には一応地名に対する解説の形を取っている。しかし、これをそのまま額面通りに受け取ってよいものであろうか。現象とそれをささえる本質とは、しばしば、うらはらな場合がある。わたくしも、その中から古代人の国語意識を汲み取ろうと、かねて努めて来たつもりである。だが、不幸にして、見つめれば見つめるほど国語意識の影はうすれて、あらぬものの姿をそこに見いださざるをえない仕儀であったり。しかし、地名伝説もここまで来れば、もはや古代人の国語意識の流露をうたがうわけには行かないのである。

古代人は、このヨコナマリということばを、どのような意味に受け止めていたか。——ここにそれをうかがうにうってつけの例がある。すなわち、允恭天皇崩御の年（允恭紀42年）正月、新

羅王が弔問のために、調船80艘と楽人80人とを買って来た。楽人等は都への道々哭泣し、歌舞しつつ、殯宮に参会した。かくて、

〔例2〕 冬十一月，新羅弔使等，喪禮既闋而還之。爰新羅人，恒愛京城傍耳成山，畝傍山。則到琴引坂，顧之曰，宇泥咩巴那，弥々巴那。是未習風俗之言語，故訛畝傍山謂宇泥咩，訛耳成山謂彌々耳。（同上 卷第13）

つまり、ウネビ ミミナシ というべきを、それぞれ ウネメ ミミ と云った、もしくはとしか云えなかった、この事実をさして ヨコナマル と云っているのである。そしてその理由としては、短期間の滞留であったために、彼等が十分日本語に習熟しなかった点に帰している。ウネビ ミミナシ と発音しようとした、あるいは発音したつもりなのが、結果としては ウネメ ミミ としか云えなかった。これが ヨコナマル である。

また、欽明紀5年の条（分注）にも、訛の字が4例ほど出ている。いずれも、日本の人名の、百済本記に登載されているものの引用にかかるもので、たとえば、

〔例3〕 イ。百済本記云、津守連己麻奴跪。而語訛不正。未詳。

ロ。百済本記云、河内直，移那斯，麻都。而語訛未詳其正。

ハ。百済本記云、汝先那干陀甲背……亦云，那哥陀甲背，鷹哥岐彌。語訛未詳。

（同上 卷第19）

つまり、むこうの書物に載っているこちらの人名が、すでに訛って登載されているので、正しい元の名前が不明であるというほどの意と解される。（ただし、これは分注で、本論の対象とは次元を異にするから、参考とするにとどめたい）

これらの用例から推して、語源的には一般に ヨコ・ナマル と分解して、ヨコにはタテに対するヨコ、ナマには完熟に対する未熟の意味でのナマ（生）、これが、複合・動詞化したものがくだんの ヨコナマル であるとされているようである²⁾。ただ、この語がもっぱら言語現象にのみ局して用いられている（ナマルという語ができて言語現象以外にも用いられるようになったのはむしろ後のことのように思われる）ことを思えば、この語のナの部分には、ともしたら、大名・あだ名・いみ名・片名……などの ナ への連想があったのではなからうか。もしそうとすればこの語の構造は、ヨコ・ナマルということになる。また、隠・鈍（ナマル）などへのつながりはどうか、など、必ずしも問題がないわけではない。ことさら異を立てるつもりは毛頭ないが、いささか疑いを存して付記する。

ともあれ、冒頭引用の地名伝説にはこのような語を用いて、時の古今による地名推移の現象を説明しようとしているのである。この種の地名伝説をかりに ヨコナマリ式 と呼ぶなら、記紀・風土記におけるヨコナマリ式の総数は次の通りである。（左、伝承の中の地名>右、現実の地名）

1 浪速一浪華（ナミハヤ一ナミハナ）>難波（ナニハ） 2 楯津（タテツ）>蓼津（タデツ）

3 母木（オモキ）>舩閼廼奇（オモノキ） 4 鴉（トビ）>鳥見（トミ） 5 挑河（イドミカハ）>泉河（イズミカハ） 6 屎禪（クソハカマ）>樟葉（クスハ）

- 7 墮国(オチクニ) > 弟国(オトクニ) 8 浮羽(ウキハ) > 的(イクハ) 9
 伊蘇(イツ) > 伊親(イト) 10 梅豆羅(メヅラ) > 松浦(マツラ) (以上日本書紀)
- 11 久津媛(ヒサツヒメ) > 日田(ヒタ) 12 臭泉(クサイヅミ) > 球覃(クタミ)
 13 大鷲(アナミスノ) > 網磯野(アミシノ) 14 酒井(サカキ) > 佐慰(サキ)
 15 最勝海藻(ホツメ) > 穂門(ホト) 16 国見(クニミ) > 伊美(イミ) (以上
 豊後国風土記)
- 17 犬の声止む > 養父(ヤブ) 18 分明(サヤケ) 狭山 > (サヤマ) 19 海藻(メ)
 生ふる井 > 米多井(メタキ) 20 甚囂(カマミスシ) > 蒲田(カマタ) 21 賢女
 (サカシメ) > 佐嘉(サカ) 22 希見(メヅラシ) > 松浦(マツラ) 23 霞(カス
 ミ) > 賀周(カス) 24 群戦島(カシシマ) > 杵島(キシマ) 25 豊足(タラヒ)
 > 多羅(タラ) 26 潮高満川(シホタカミツカハ) > 塩田川(シホタカハ) 27 具
 足玉(ソナヒタマ) > 彼杵(ソノキ) 28 救(スクヒ) > 周賀(スカ) (以上肥前
 国風土記)

このほか、逸文(風土記)中にも7例ほどある⁹⁾(日本古典文学大系本による)が、これらほど
 こまで原文の面影を伝えているか、疑わしい点もあるので、ここに掲げることにはさしひかえ、さ
 きゆき必要に応じて引用するにとどめる。なお、日本書紀には上掲のほかにも1例、船名に関して
 用いられている(応神紀 分注)が、ここには省略、のちに触れる機会があるはずである。

ヨコナマリ式(地名伝説)は、原則として2つの部分から成る。地名の由来を説く部分(A)
 と、それ(A)を現実の地名に結合する部分(B)とである。ヨコナマリ式以外のものは、一般
 に、このAの部分だけから成るのであるが、これ(A)もまた原則として2つの部分から成る。
 伝説の基部(a)と、それを地名に結合する部分(b)——「故、〇〇といふ」——とである。
 これに対してBは、冒頭の例が示すように、「今〇〇といふは訛れるなり。(又は、今、訛りて
 〇〇といふ)」の形にほぼ一定している。要約すると

A……a)物語の基部。 b)——故、〇〇といふ。(例1における————印の部分)

B……今、訛りて〇〇といふ。(同上——印の部分)

もっとも、次のようにAに相当する部分のごく簡略で、ほとんど伝説の体をなさないようなもの
 もあるが、これは特別の場合で、一般には上の形から成る。

〔例4〕佐尉郷——此郷舊名酒井 今謂佐尉郷者 訛也(豊後国風土記 海部郡)

これは、Aの部分にa・bのけじめがなく、伝説の体をなしていないが、現実の地名(佐尉)と
 Aとの間の関係をBで(つまり、ヨコナマレルものとして)結合しようとする点、やはりヨコナ
 マリ式の一体たるを失なわない。

当面の問題は、このB——地名とその由来との間のわたりとしてのBの部分の性格、ないし本
 質の追求にあることは言うまでもない。

2. 出雲国風土記を中心に

地名伝説は、記紀、とくに風土記の中におびただしく載録されている。それらの中には、ここにいうヨコナマリ式と同様の実質——地名と、その由来との間にズレがある——をそなえているものも少なくない。にもかかわらず、上掲のもの以外には、訛の字が用いられていないのはなぜか。出雲記（出雲国風土記のこと。他の風土記の場合も、便宜これにならう）では、このような場合、しばしば「誤」の字が用いられている。

〔例5〕手染郷 郡家正東一十里二百六十步 所造天下大神命詔 此國者 丁寧所造國在詔而故丁寧負給 而今人猶誤謂手染郷之耳（出雲国風土記 島根郡）

同様のものが、ほかに3例ある。

蛸居嶋たこ嶋たこ>栲嶋たかし（嶋根郡） 内野うちの<大野おほの（秋鹿郡） 神財かむたから>神原かむほら（大原郡）

この場合、「誤」はほぼ「訛」と同じ意味に用いられたものかと見える。事実、そのような見解も行なわれているが、ただし、ここに注意すべき1例がある。

〔例6〕日田郡——昔者 經向日代宮御宇大足彦天皇 征伐球磨贈於 凱旋之時 發筑後國生葉行宮 幸於此郡 有神名日久津媛 化而為人參迎 辨申國消息 因斯日久津媛之郡 今謂日田郡者 訛也（豊後国風土記 日田郡）

〔例7〕石井郷——昔者 此村有土蜘蛛之堡 不用石 築以土 因斯名曰無石堡 後人謂石井郷 誤也（同上）

同じ風土記の同じ場所に、肩をならべて、訛と誤とが共存しているのである。もしこの風土記も出雲記の冒頭にいうように、「枝葉を細思し、詞源を裁定する底の慎重な配慮をもって、撰録に当たったものとすれば、この場合、訛と誤とは同一の意味に用いられたものとは考えられない。なお1組、逸文ではあるが同様の例。

〔例8〕——筑後國風土記云 昔 景行天皇 巡國既畢 還都之時 膳司在此村 忘御酒盞云々 天皇勅曰 惜乎 朕之酒盞 俗語云酒盞為宇枳 因曰宇枳波夜郡 後人誤號生葉郡（釈日本紀卷10）

〔例9〕——筑後國風土記云 三毛郡云々 昔者 棟木一株 生於郡家南 其高九百七十丈 朝日之影 蔽肥前國藤津郡多良之峯 暮日之影 蔽肥後國山鹿郡荒爪之山云々 因曰御木國 後人訛曰三毛 今以為郡名（同上）

ともに釈日本紀所引——公望の私記に出るもので、逸文としては最も筋の通ったものである。もし、原文の面影をそのまま伝えたものとすれば、豊後記の場合と全く同様の例となる。この2組を対比してみると、

訛の場合 ヒサツ→（ヒサタ）→ヒタ、 ミキ→ミケ

誤の場合 イシナシ（無石）→イシイ（石井）、 ウキハヤ→イクハ

— この場合は意味が逆転している —

もちろん、稀少の例であるから、断定はできないが、比較的变化の度合が小さく、移行の姿が自

然であると思われる場合には「訛」、逆の場合には「誤」、を用いて区別したのではなからうか。もしそうしたら、出雲記の場合にも、実は編者（もしくは伝承者）のアタマの中にはこの両別があったが、結果的には、「誤」と認められるものばかりで、「訛」と認むべきものはなかった、と見るべきものなのかも知れない。つまり、訛＝誤 と見るべきかどうか、なお再考の余地があるように思われる。（後にもう1度触れる）

次に、ヨコナマリ式と同様の実質（地名とその由来との間にズレがある）をそなえながら、訛も誤も用いていない場合、

〔例10〕 千酌驛家 郡家東北一十七里一百八十歩 伊佐奈枳命御子 都久豆美命 此處坐 然者則 可謂都久豆美而 今人猶千酌號耳（出雲国風土記 嶋根郡）

〔例11〕 沼田郷 郡家正西八里六十歩 宇乃治比古命 以爾多水而 御乾飯爾多爾食坐 詔而爾多負給之 然則可謂爾多郷而 今人猶云努多耳神龜三年改字沼田（同上 楯縫郡）

〔例12〕 滑狭郷 郡家南西八里 須佐能衰命御子 和加須世理比売命坐之 爾時 所造天下大神命 娶而通坐時 彼社之前 有磐石 其上甚滑之 即詔 滑磐石哉詔 故云南佐神龜三年改字滑狭（同上 神門郡）

——南佐は、神龜3年の改字に照らしてナメサと読むべく、又、同記所載の神社名に奈賣佐社がある。次に、滑磐石の訓も難解であるが、字義に照らしてナメシ・イハ>ナメシハとするのが、一応定訓とされているようである。これに従うとすれば、ナメシハ>ナメサの間にはかなりの落差がある。——

〔例13〕 漆沼郷 郡家正東五里二百七十歩 神魂命御子天津枳比佐可美高日子御命名 又云藤枕志都沼値之 此神郷中坐 故云志刀沼神龜三年改字漆沼 即有正倉（同上 出雲郡）

この4例は、いずれも、現実の地名とその由来との間にズレがある。このうち、例10・11には、共に「今の人、猶……」の語句があって、明らかにズレの存在を認めた表現であるのに、例12・13の方は、そのまま言い捨てて、これにはひとつとも触れていない。このこと（同一の風土記の中に、これらのものが共存しているということ）は、次の2点において重要な意味をもつ。

1 出雲記では、現実の地名とその由来との間にズレのある場合、その表記法（あるいは、表記以前、伝承そのもののもつ姿であるかも知れない）に、少なくとも次の3つの段階があることを示す。

イ.ズレに対して全く無関心なもの。

ロ.「今の人、猶——」の形で、ズレの存在を認めているもの⁵⁾。

ハ.ズレに対して、今の人を誤れる結果として、説明を与えているもの⁶⁾。

この3別は、編者の用字法上の不注意によるものであろうか、そうとは思われない。この記の、用字法上の配慮は、その冒頭の「枝葉を細思し云々」の語句に対応して、みごとに統一を示している⁷⁾からである。したがって上の3段階は、編纂の際に生じた偶発的な出来ごとではなくて、それ以前からの——つまり、資料の段階においてすでに存在していたものの反映であることを示す。別言すれば、この記の編纂をさかのぼる時点において、地名とその由来との間の認識に、3種の段階がすでに存在していた、ということではなければならない。

2 この意味において、例10・11の示すものと、例12・13の示すものとの区別は、古事記・播磨記にも、そっくりそのままあてはまる。ただし、この両書には誤の字を用いたものはない。なお、訛の字の用例をあわせ考えると、古代における地名伝説の用字法には、

a 古事記——出雲記——播磨記

b 日本書紀——豊後記（豊後国風土記、以下同じ）——肥前記

この2系統が考えられること。また、出雲記は前記の誤の字を介して豊後記のそれへとつながり、両系統に対して、カスガイの地位を占めていることはおもしろい。

3. 古事記を中心に

古事記に載録されている地名伝説の数は、すべて35例⁸⁾であるが、このうち、伝説の末尾に、^々今は（又は、今に）——^々の形（例10・11と同形）で、現実の地名とその由来との間にワタリをつけているものが8例（ほかに、神名に関して1例⁹⁾）ある。

1 須賀須賀斯（スガスガン）>須賀（スガ） 2 楯津（タテツ）>蓼津（タデツ） 3 伊杼美¹⁰⁾（イドミ）>伊豆美（イズミ） 4 屎禰¹¹⁾（クソハカマ）>樟葉（クスバ） 5 懸木（サガリキ）>相楽（サガラ） 6 墮國（オチクニ）>弟國（オトクニ） 7 著火焼（ヒラツケテヤキタマヒキ）>焼遣（ヤキツ） 8 血浦（チウラ）>都奴賀（ツヌガ）

このうち、1・7は他のものとヤム性質を異にしている。問題の箇所を、例えば5・6のそれと比較すると、

1……[例14] 故是以其速須佐之男命，宮可造作之地，求出雲国。爾到坐須賀^{此二字以音 地而 下效此。}詔之，吾来此地，我御心須賀須賀斯而，其地作宮坐。故，其地者今云須賀也。（古事記 上巻）

7……[例15] 故，（倭建命）知見欺而，解開其姨倭比賣命之所給囊口而見者，火打有其裏。於是先以其御刀刈撥草，以其火打而打出火，著向火而焼退，還出皆切滅其國造等，即著火焼。故，於今謂燒遣也。（同上 中巻）——文中の燒遣の訓方には問題があるが、日本書紀の訓方に準じてヤキツとよむに従う。

5・6……[例16] 於是國野比賣慚言，同兄弟之中，以姿醜被還之事，聞於隣里，是其慚而，到山代國相樂時 取懸樹枝而欲死。故，號其地謂懸木^{さがりき} 今云相樂^{さがら}。又到弟國之時，遂墮峻淵而死。故，號其地謂墮國^{おとくに} 今云弟國也（同上）

1・7以外のものは、5・6の例で明らかなように、伝説の末尾を^々故、〇〇といふ^々の形（A）で一応とじめた上、あらためて^々今は〇〇といふ^々（B）と結んでいる。つまり、伝承中の地名（サガリキ・オチクニ）と現実のそれ（サガラカ・オトクニ）との間のズレを確認しているもので、（訛の字は用いていないが）ヨコナマリ式に準ずる構造をもっている。これに対して1・7の方は、全体が1つのかたまり（A）で、ヨコナマリ式特有の形式的特徴（A・B）を分化するにいたっていない。つまり、伝承中の神語（例14）又は事実（例15）にもとづいて、それぞれの地名が生まれたことを伝えているだけで、現実の地名とその由来との間にズレの無い、もしくはズレの存在を認めていない場合である。このように、1・7とその他のものとは、かなり事情を

異なるものではあるが、共に「今——」という文字を含んでいる点において共通である。ではこの「今——」は地名伝説の中であって、どのような意味をもつものであるか、上引の諸例を次のものと比較してみよう。

〔例17〕 故爾於宇陀有兄宇迦斯自宇以下三字以音、下效此也。弟宇迦斯二人。故、先遣八咫鳥問二人曰、今天神御子幸行、汝等仕奉乎。於是兄宇迦斯、以鳴鏑待射返其使。故、其鳴鏑所落之地、謂訶夫羅かぶら前也。(同上)

すなわち、それぞれの伝承に対する、それぞれの伝承者の立場のちがいが、はっきり読み取れるように思われるのである。つまり、例17の方は、伝承と伝承者との間の時間的距離に対する自覚が表明されていない。伝承者自身、伝承そのものの中に埋没している姿である。これに対して上引の諸例(例14~16)は、両者の間の時間的距離に対する自覚が明瞭に示されている。「今——」という表現がそれである。冒頭に示した1・7と、その他のものとの間には小差はあるにせよ、「今」の字に注目するとき、それまで伝承そのものの中に埋没していた伝承者が、伝承の中から1歩離脱して、伝承そのものをふりかえった姿を、そこに発見するのである。

それまでは、伝承者自身(聴者をも含めて)伝承そのものの中に埋没していた。ただ、伝承を守ることに、伝えることに精一ぱいであった。伝承は生活によってささえられ、生活はまた伝承によってささえられていたのである。このような条件のもとでは、伝承に対する省察ないし批判の起こる余地は全くない。次のようなツジツマの合わない伝承が後生大事に伝えられているゆえんである。

〔例18〕 都麻里——土下上 所以號都麻者 播磨刀賣 與丹波刀賣 堺國之時 播磨刀賣 到於此村 汲井水而飲之 云此水有味¹²故曰都麻(播磨國風土記 託賀郡)

〔例19〕 饒磨郡 所以號饒磨者 大三間津日子命 於此處 造屋形而座時 有大鹿而鳴之 爾時 王勅云 壯鹿鳴哉 故號饒磨郡(同上 饒磨郡)

ウマンからツマが出、シカナクカモからシカマが出たというのは、ずいぶん無茶な話である。これらはズレの甚だしい例であるが、ズレの大きなものから小さなもの、さらにはズレの全く無いものにいたるまで、この種の地名伝説の量は甚だ多い。それは、この時代がいかに長く、それがいかに大切に伝えられたかを語るものであろう。かりに、これを埋没の段階と名づけるなら、そのような埋没の状況から1歩離脱して、伝承との間の時間的距離を自覚し、かつこれを示したものが、上記地名伝説群(1—8)における今の字である。これらを一括して、また、かりに離脱の段階と呼ぶとすれば、その離脱をうながす直接の契機となったものは、地名とその由来との間のズレであったろうことはいうまでもないであろう。ズレは不審を生み、不審は地名と伝承との間の時間的距離の自覚をうながす。この自覚は、必然、ズレのあるものから無いものへと及ばずにはいない。その趨勢の一端を示すものが、上記1・7の場合であると見たい。——用字法もこれに対応して、1・7とその他のものとの間には明瞭なちがいが見られる¹³。

以上のことは、理性の開眼にともなう自然の勢いである。したがって、埋没の状態から離脱した古代人の「自覚」は、単に、地名とその由来との間のズレ(ないし時間的距離)の認識のみにはとどまらない。進んで、ズレそのものの性質の解明にまでいたらずにはいないであろう。その

到達点の1つがヨコナマリ式であると見たい。——かつて××といったものが、今は○○という（離脱の段階）。それは、今（又は、後）の人のヨコナマツた結果である、と。当、不当は別として、明らかにそれは一種の解釈である。（かりにこれを省察の段階と呼ぶ）。

ところで、この種の「今」を有する古事記の8例中、蓼津・泉河・樟葉・弟国の4つは、日本書紀にもそのまま載録されており、おそらく共通の資料から出たものと思われるが、それが書紀では、すべてヨコナマリ式という形をとって現われる。つまり書紀のヨコナマリ式と、古事記の「今は」式との間には、血のつながりのあることを知るのであり、同時に、それは、伝承者の意識が埋没の状態から離脱の段階に、さらには省察・解明のそれへ——これが必然の路程であることを示すものでもある。

4. 「離脱の段階」におけるいろいろ

古事記の「今は」式と日本書紀のヨコナマリ式との間には、系譜的なつながりがある。しかしそれは「今」とヨコナマリとが直結していることを意味するものではない。ヨコナマリ式の出現には、その前に相当の準備期間があったはずである。

〔例20〕（大毘古命・日子國夫玖命）……於是到山代之和訶羅河時，其建波邇安王，興軍待遮，各中挾河而，对立相挑。故號其地謂伊杼美，今謂伊豆美也。（古事記 中卷——この項、訂正古訓古事記による）

〔例21〕（大彦・彦國葺）……更避那羅山，而進到輪韓河，與埴安彦挾河屯之，各相挑焉。故時人改號其河曰挑河。今謂泉河訛也。（日本書紀 卷第五）

例21の方は、一見、訛の字が1つ加わっているにすぎないようにである。また、例20の「今」が21のそれにそのまま移行しているように見えるかも知れない。だがそれは単なる平行移動ではない。伝承そのものに対する距離の自覚が、しだいに明確の度を加えてきているという意味において、それは、21の「時人」にも、また「今泉河——」の今にも、分化・展開すべき可能性を含んだ「今」である。このような「今」を含む地名伝説は、上記（古事記の8例）のほか出・播・常各風土記にもあって、かなり広い分布を示しているが、形こそちがえ、次の諸例もやはり、この段階におけるそれぞれの変形と見るべきであろう。

〔例22〕（景行天皇）……仍與群臣議之曰，今多動衆兵以討土蜘蛛，若其畏我兵勢，將隱山野必為後愁。……因簡猛卒，採兵椎……而破手稻葉川上，悉殺其黨。血流至蹊。故時人其作海石榴椎之處曰海石榴市 亦血流之處曰血田也。（日本書紀 卷第7）

これ（時人）は、例21にも出ているが、——今にいたるまで○○とよばれている——という代りに、「時人」という語を用いて命名の時点をさかのぼらせることによって、「於今」と同様の効果を期待した形である。

〔例23〕 新治郡——古老曰 昔 美麻貴天皇馭宇之世 爲平討東夷荒賊 俗云阿良夫流 造新治國 爾斯母乃 造祖 名曰比奈良珠命 此人罷到 即穿新井 今存新治里 其水淨流 仍以治井 因着郡號 爾時致祭 自爾至今 其名不改 風俗謬云白 遠新治國 （常陸國風土記 新治郡）

古代地名伝説考

〔例24〕以南 童子女松原 古 有年少童子 俗云加味乃乎止古 男稱那賀寒田之郎子 女號海上
 安是之嬢子……爰童子等 不知所爲 遂愧人見 化成松樹 即子謂奈美松 嬢子稱古津松
 自古着名 至今不改 (同上 香島郡)

この2例は、とくに明瞭な形で伝承との間の距離感を示しているが、しかし、時の古今によって地名にズレのない場合であるから、上述——「今」を含む古事記の8例中、1・7の線上に位置づけられるべきものであろう。

〔例25〕丹後國風土記曰 與謝郡 郡家東北隅方 有速石里 此里之海 有長大前——先名天
 棺立 後名久志椅 然云者 國生大神伊射奈藝命 天爲通行 而椅作立 故云天椅立 神御
 寢坐間仆伏 仍惟久志備坐 故云久志備濱 此中間云久志 云々 (釈日本紀 第五)

〔例26〕丹後國風土記曰 丹後國丹波郡 家西北隅方 有比治里——于時 有老夫婦 其名
 日和奈佐老和奈佐婦——于時 其家豊 土形富 故云土形里 此自中間 至于今時 便云比
 治里 (同上)

ともに逸文ではあるが、今の地名(クシ・ヒヂ)と古のそれ(クシビ・ヒヂカタ)との間のズレを、はっきりと認めている場合で、上記(古事記の8例)の中、1・7以外のものの系列に属すべきものであることは云うまでもない。ただ「中間」という表現を用いて、地名推移の時点を示しようとしている点、かなりの前進というべきであろう。

〔例27〕常陸國風土記 記名信太郡由縁云 黒坂命 征討陸魚蝦夷 事了凱旋 及多歌郡角枯
 之山 黒坂命 遇病身故——黒坂命之輪輻車 發自黒前之山 到日高見之國 葬具儀 赤旗
 幡 交雜飄颺 雲飛虹張 瑩野耀路 時人謂赤幡垂國 後世言便稱信太國云々 (万葉集註釈
 卷第2)

これも逸文。同形のものが同記になお1例ある(行方郡・郡名の由来)。こゝに「後世」とあるのは時人命名の時から見ての後世、「信太」の地名の行なわれている当時から、何ほどかさかのぼった世をさしていることは、いうまでもない。とすれば、現表を異にするだけで、例25・26と同質のものとなる。このように、地名のズレに対する自覚の度はしだいに高まって来てはいるが、なぜズレて来たかについてはまだ触れていない。

〔例28〕又曰 蓼倉里 三身社 稱三身者 賀茂建角身命也 丹波伊可古夜日女也 玉依日女
 也 三柱神身坐 故號三身社 今漸云三井社 (釈日本紀 卷9)

三井社(延喜式)の社名の由来に関するもので、山城国風土記の逸文と認められるもの。伝承の趣旨によると、三身から三井になったとしているが、元来、神聖な泉にもとづいて御井といったものが三井になったものであろうし、たまたま三神会祀されていたところから、三身という解釈が生まれたものと考えられる¹⁴⁾のであるが、それは問う所ではない。こゝではただ「今漸云」に注目したい。さきざきの例は「中間」といい、「後世」といって、漠としてはいるものの、地

名変化の時点をある特定の時期に画そうとしているのに、こちらは「漸」、つまり、三身から三井への推移を「漸移」と認めているのである。これがもし、秋本吉郎氏の試案のように「次第に訛って」の意である¹⁵⁾とすれば、それはすでにヨコナマリ式に手がとどいている。あるいは、言語変遷の本質に迫っているという意味では、ヨコナマリ式を、1歩しのぐものというべきであろうか。

なお1例、

〔例29〕撰津國風土記曰 所以稱住吉者 昔 息長足比賣天皇世 住吉大神現出而 巡行天下 覓可往國 時到於沼名椋之長岡之前——乃謂 斯實可住之國 遂讚稱之 云真住吉^{ますみしずみのえ}々々國 乃定神社 今俗略之 直稱須美乃叡(釈日本紀 卷6)

前例と共に注目すべき1例である。説明の意図のはっきり現われていることは、「訛」や「漸」をものぐである。ただ「漸」と共に稀少の例であり、また逸文であってみればどこまで原形に忠実であり得たか、これらの点に若干の疑問が残るので、こゝには、注意を存しつゝ付記するにとどめる。

5. 日本書紀を中心に

日本書紀に伝える地名伝説の総数は65例¹⁶⁾、このうちヨコナマリ式に属すものは、さきに掲げたように10例にとどまる。しかし、現実の地名と伝承中のそれとの間にズレのあるものは、この10例にはかぎらない。次のAのグループはヨコナマリ式であり、Bのグループはそうではない。

A 浪速—浪華(ナミハヤ—ナミハナ) > 難波(ナニハ)

- 楯津(タテツ) > 蓼津(タデツ)
- 母木(オモキ) > 飢悶廼奇(オモノキ)
- 鴉(トビ) > 鳥見(トミ)
- 挑河(イドミカハ) > 泉河(イズミカハ)
- 屎禪(クソハカマ) > 樟葉(クスハ)
- 墮國(オチクニ) > 弟國(オトクニ)
- 浮羽(ウキハ) > 的(イクハ)
- 伊蘇(イソ) > 伊親(イト)
- 梅豆羅(メヅラ) > 松浦(マツラ)

B 雄誥(ヲタケビ) > 雄水門(ヲノミナト)

- 蹈山啓行(ヤマヲフミミチヒラキユク) > 穿(ウカチ)
- 屯聚居(イハミキ) > 磐余(イハレ)
- 躡阻(フミナラス) > 那羅山(ナラヤマ)
- 角額(ツノヌカ) > 角鹿(ツノカ)
- 御間城(ミマキ) > 弥摩那(ミマナ)
- 輕泛疾行(カルクウキトクユク) > 枯野(カラノ)

A・Bとも、右側のくだりは現実の地名であり、左側のくだりは、それに対応する伝承中の地名

(又はその由来の語)である。Aのグループは、左右の間のズレを訛の字で合理化していること上述の通りであるが、Bのグループも、左右のズレの甚だしいことは、Aのそれに劣らない。にもかゝらず、こちらには訛の字は用いられていない。甚だしい片手落ちというべきである。もしも、Aに対する訛の字の使用が、書紀の編者の手によって初めて為されたものとすれば、当然Bに対しても、同じように処理されて然るべきであった。それが、そのようになっていない、ということは、出雲記の誤の字の場合と同様、書紀の成立以前——資料の段階において、すでに訛の字のつかい分けが為されていたのではなかったか。書紀は常陸記などと共に、文飾の勝った文体として知られているが、資料——とくにその本質的な部分——に対してはきわめて忠実であったように思われる。この事は、その神代卷その他に、おびただしい数の異説(一書)を、本文と併記していることにもうかがわれるが、さらに次の1・2の例は、この事をうらがきするであろう。

〔例29〕一云、初天皇爲太子，行于越國拜察角鹿筥飯大神。時大神與太子名相易。故號大神日去來紗別神，太子名譽田別尊。然則可謂大神本名譽田別神，太子元名去來紗別神尊。然无所見也。未詳。(日本書紀 卷第10)

〔例30〕冬十月，科伊豆國令造船。長十大。船既成之，試浮于海，便輕泛疾行如馳。故名其船名曰枯野。由船輕疾 名枯野是義違焉。若謂輕野後人訛歟。(同上)

例29は、いわゆる一書であり、30は本文(分注)である。そして——の部分は、それぞれ、その直前の記述に対する疑惑の表明である。この部分の性格については、依然、問題がないわけではないが、もし、これが一般に信じられているように、編者自身の疑惑の表明であるとすれば、資料に対する彼等の態度が明証されているではないか。つまり、資料に対しては、たとえ疑惑があるにせよ、疑いを存しつつ伝えるのがたてまえで、編者の恣意によって、たやすく資料に手を加えるというような不遜は、あえてしなかつたであろうということである。(このような例は、上引のほかにもたくさんある)

されば、上掲A・Bのグループは、おそらく資料の段階において、すでに異なる形をとっていた。もちろん訛の字が用いられていたかどうかは保しがたいが、かりに、編者がAのグループに対して、初めてこの文字をあてたにしても、おそらく資料に対する改ザンないし変質の意識を感じなかった。その程度にはっきりした徴証が、すでに資料の段階において存在していた、そう考えられないであろうか。

もし、そうとすれば、訛の字がいつどこで初めて用いられたかは、さして問題にするには当らないことになる。文字そのものにかゝりわりなく、ヨコナマリという意識は、すでにそれ以前から伝承の上にはっきりと影を落としていたことになるから。

古事記はできるだけ古形の保存に努めた。しかし、当局者の意図にもかゝりならず、古事記から書紀にいたる約10年間は、地名伝説の畑でも、急速な変貌の時期であつたと思われる。それは、書紀の地名伝説が、(古事記のそれに比して)いかに多彩な姿を示しているかによく現われている。そして、その変貌の種々相は、(風土記のそれをも含めて)伝承者が、その中に埋没していた伝承そのものの中からはだいに離脱して、一定の距離を以てこれを見つめ、これに省察を加えようとする、その伝承者の意識の種々相の反映と見るべく、前節に示した各種の用例(20—28)はその一斑に過ぎない。そして、その意識の頂点に立つのが、書紀の10例をはじめとする、一連

のヨコナマリ式伝説群であったと考えられる。

ヨコナマリ式地名伝説を有するものは、すでに明らかなように、日本書紀と西国両風土記との3書である。各書における、地名伝説の総数に対するそれぞれの比率を示すと、

	総数	ヨコナマリ式	比率
日本書紀	65	10	15.3%
豊後国風土記	34	6	17.6%
肥前国風土記	43	12	27.9%

史書と地誌、完本と澤本等、この比較には若干の問題がある。したがって、数字の末にはさほど意味があるとは思われないが、ただ、順を追ってしだいに増加する訛の字の趨勢を示し得れば十分である。

地名とその由来との間のズレを、`今は〇〇といふ`の形で示すことによって、ようやく伝承からの離脱を意識しはじめた古事記のそれに、日本書紀のそれ——`今〇〇といふはヨコナマレるなり`を重ね合わせてみると、後者の飛躍のあざやかさにおどろかすにはいられない。それがまとまって10例も発見されるということは、さらにおどろくべき事実であるかも知れない。だがそれにも増して、書紀の全体的機構の中においてながめる時、それはやはり暁の星にすぎないことを忘れてはならない。それが、豊後記を経て肥前記にいたると、このズレに対しておどろくほど敏感になる。そして、これを埋めめるのに、わずらわしいまでに訛の字が利用される。また改の字が利用される。それぞれの場合、これらの文字を用いることの当否は別として、こゝまで来ると、もう、地名伝説の隅々まで行き渡っている編者（もしくは伝承者）の意図を、いやでも感じないわけには行かないのであるが、それは、とりもなおさず、地名と伝承との間のズレをそのまま伝えることを許さない理性の開眼でなければならない。と同時に、神話の世界からの相対的な遠ざかりを示すものでもあろう。

このような状況の中にあつて、くだんのズレに対する認識がしだいに深められて行く。さきに引いた豊・筑（逸文）両風土記における、訛と誤とのつかい分け（例6・7、8・9）も、その露頭の1つと考えられないであろうか。もちろん、断定すべき問題ではないが、如上の意味において、同一の書中に肩を並べて現われる、訛と誤とのあり方に、ついでながらも1度注意をうながしておきたい。

6. 改の字の用例について

すでに、しばしば触れたように、地名とその由来との間にズレのある場合、これを無視してかえりみない場合（A）と、何等かの形で、これに言及している場合（B）とがある。Bの場合はその形によって、さらに次の4種に分けることができよう。

- 1 今……という語を用いてズレの存在を認めているもの。
- 2 訛 } …それぞれの語を用いて、ズレの性質について説明しているもの。
- 3 誤 }
- 4 改……を用いているもの？

このうち、1—3についてはすでに述べた。4（改）はどうか。訛・誤は、自然的・無意識的な変化と認めた場合に、改は、故意に変更を加えたと認めた場合に、という風につかい分けられたものと思われる。したがって、前者は変化の過程に価値意識の介入する余地は無く、後者は

変更の動機が価値意識から発している、こゝに両者のつかい分けのメドがあったはずである。この事を最もよく示しているのが出雲記である。そこでは、地名伝説に関して、この文字(改)が28例ほど用いられているが、すべて分注として用いられ、神亀3年の紀年を明記している。おそらく、和6(5月)の詔¹⁷⁾にもとづいて改められたことを示すものと考えられるが、ただこれは分注、つまり文献的注釈作業の段階に入っているのだから、これはすでにこの小論の圏外に属す。

播磨記では改の字を用いたもの10例、うち7例(安相<これは分注>・小川・香山・越郡・広山・大家・吉川)は、いずれも、ほぼ事実にもとづいての記述と考えられるが、他の3例(佐志野→多志野・倉見→桑原・久都野→宇野)には、そのような徴候はない。したがって、誤・訛の字などとのつかい分けのケジメが明らかでない。

この傾向は、西国の両風土記になると一層甚だしい。一例を示せば、

〔例31〕基肄郡——昔者 纏向日代宮御宇天皇 巡狩之時 御筑紫國御井郡高羅之行宮 遊覽國內 霧覆基肄之山 天皇劾曰 彼國可謂霧之國 後人改號基肄國 今以爲郡名(肥前国風土記 基肄郡)

〔例32〕賀周里——昔者 此里有土蜘蛛 名日海松樞媛纏向日代宮御宇天皇 巡國之時 遺陪從大屋田子——誅滅 時霞四舍 不見物色 因日霞里 今謂賀周里 訛之也(同上 松浦郡)

伝承の内容そのものの比較からは、なっとくの行く理由は見出しがたいようである(同様の例は、豊後記の日田・速見両郡の由来、その他にも見られる)。しかしなお、次のような場合、

〔例33〕佐嘉郡——昔者 樟樹一株 生於此村 幹枝秀高——日本武尊 巡幸之時 御覽樟樹茂榮 勅曰此國可謂榮國 因曰榮郡 後改號佐嘉郡

一云 郡西有川 名曰佐嘉川——此川上有荒神 往來之人 生半殺半 於茲 縣主等祖大荒田占問 于時 有土蜘蛛大山田女狹山田女 二女子云——

於茲 大荒田云 此婦 如是 實賢女 故以賢女 欲爲國名 因曰賢女郡 今謂佐嘉郡訛也(肥前国風土記 佐嘉郡)

これは、同一の地名に対して、改と訛とをつかい分けた珍しい例である。すなわち、一は榮(サカ)→佐嘉(サカ)、つまり文字の書き替えに対しては改を、他は賢女(サカシメ)→佐嘉、つまり語そのもの変化に対しては訛を、というふうにそれぞれつかい分けている。前者は、出雲記の場合同様、和6の詔命の線に沿っての変改、後者は自然的・無意識的の変化と認めてのつかい分けであったと考えられる。

ちなみに、西国両風土記を通じて、訛の字の用例は18、そのすべてが「今、〇〇」といふは訛れるなり、又は「今、訛りて〇〇といふ」など必ず今の字を伴っている。これに対して改の字の用例は9、このうち8例まで「後人(うち、上引、佐嘉の場合だけは 後 となっている)改めて〇〇といふ」と、後の字が用いられており、あとの1例だけが「今、改めて——」となっている(これは、ともしたら後人の誤写によるものであるかも知れない)。つまり、「訛」にはすべて今の字が伴ない、「改」には9中8まで後の字が伴っている。これは偶然の結果とは思われない、おそらく十分の配慮を以ってのつかい分けであらう。されば上引、例31・32、およびその他の場合にも、形にこそ現われていないが、やはり然るべき理由があつてのつかい分けであらう。

たと思われる。

地名とその由来との間のズレに源を発した国語意識の流れの1つは、ヨコナマリという発想を得て、ともかくも1つのピークに達した。これがさらに展開して、誤・改などの表現を分出するのは、互視的に見るならば、そのズレに対する古代人の認識の深化に対応する現象であったと考えられようか。さらに出雲記にいたって、改の字が伝承の世界から脱して、純然たる文献的注釈作業へとつながって行くことは興味深い。

7. よこなまり式の意義

ヨコナマル——ということの具体的な意味についてはすでに述べた。古代人の、このヨコナマリという考え方を、永山勇氏は「固定観的言語観」と名づける。そして

このような(ヨコナマリ)観念の中には、言語がある形をもとにして、別な他の形に変化することがあることをまづ認めていることが知られる。と同時に、よこ(横)とかなま(生)とかいう語が示しているように、一方が正であり、一方は不正未熟な言語であるという観念、つまり、相関連する二つの言語に対して、一つの価値判断を含んでいる意識であることが認められる。(国語意識史の研究 p. 196)

とし、この意識の発生をうながした因由としては、古代人の尚古思想によるものであることを説き、さらに「もっと直接的な因由や事情は別にあると考えられる」として、

それは何かというに、おそらく、それは日常の言語生活における、言い誤り、聞き誤りではなかったかと推測される。これらの誤りは、成人の通常の言語生活の場合においても必ずしも珍しいことではないし、幼少者や、あるいは外国語との接触やその学習の際などには、とくに現われがちなものである。(同上 p. 206)

と。一般的立言としては穏当の見というべきであろう。ヨコナマリという意識の基盤として、尚古思想は否定すべくもないであろうし、また、日常生活における言語体験も無関係であったとは思われない。ただ、わたくしは、もう1歩事実在即して、このことを考えてみたいのである。まずこの語が初めて顔を見せるのは地名伝説においてであり、また、最も多く顔をつらねるのも、その中においてである。記紀・風土記の中での、訛の字の用例30数例¹⁸⁾中、約30例までを地名伝説で占めているのである。そして、そのすべてが現実の地名とその由来との間のズレを接合するために用いられている。ヨコナマリという国語意識の萌芽を見つめようとする場合、この事実から目をそらすべきではないと思う。

もし、わが国の古代伝承に地名伝説が取り入れなかったとしたら、また、たとえ取り入れられたにしても、それが完全無欠な形で、つまり、地名とその由来との間に、寸分ズレの無い形でしか取り入れられなかったとしたら、おそらく、古代人の国語意識の一面(ヨコナマリ意識)が、あのような姿で開眼することは期待できなかったのではなからうか。さいわい、ズレのあるものもあり無いものもあった。あるものに対しては、やがて不審を抱かずにはいられない時期が来る(離脱の段階)。そのために民衆の信を失って消えて行ったものも少なかったであろう。伝承を守るためには、だから、目覚めた民衆の(その前に伝承者自身の)理性を満足させるだけの、合理的な説明が必要であった。そのために創造されたのが、「今、○○といふはヨコナマレるなり」を頂点とする一連の発想法であった(省察の段階)。とすれば、この発想の中には、古代への

つながりを信じようとする、しかも、世代の推移によるコトバ（地名）の変化を認めないわけに行かなかった古代のこゝろが、そこに息づいているのを知るのである。

ヨコナマリというコトバには、たしかに価値意識が含まれている。言語現象を生活の場でとらえようとするかぎり、時の古今を問わず、価値意識から絶縁されることはできない。価値意識をも含めて、地名と伝承との間のズレをヨコナマリという語でとらえようとした古代人の言語観は、固定観的であったか流動観的であったかはともかく、それは素朴で健康な言語観であったことはたしかである。

ヨコナマリという国語意識はどこで発芽したにせよ、発芽した畑でばかり成長したものとは考えられない。発芽はよその畑で為されたでもあろう。しかし、これにゆたかにつちかい、その成長を大きく助長したのは、地名と伝承との間に広く口をあけた、この畑であったことは疑いをいれないであらう。こゝに国語意識展開の過程における地名伝説、とくにそのヨコナマリ式の意義を見たいのである。

このようにして、古代伝承はしだいに修正・変形されて行く。これに適應できないものはしだいに凋落して行く。このような時期に、古事記が作られて多くの古形を残したことは幸いであった。また、古事記と相似た姿をとどめることに成功した出・播磨風土記を有することも、また大きなよろこびである。反面、新しい発想法を得て、古伝承がしだいに修正・変形されて行く姿を書記ならびに西国風土記によって、つぶさに確かめうることは、別の意味で大きなよろこびでなければならない。しだいにかがやきを増して行く古代人の国語意識の1面を、あらためて現代の目でたしかめうるという意味において。

備考

引用の例文について、

1. 引用の例文（1—33）は次の諸書による。
古事記：日本古典文学大系1（倉野憲司校注 岩波書店刊）
風土記（逸文を含む）：同上2（秋本吉郎校注 同上）
日本書紀：日本古典全書（武田祐吉校注 朝日新聞社刊）
2. 引用の例文は横書のため返点を省略した。
3. 解釈上必要と思われる箇所だけに、上引の諸書の訓方に従って、ふりがなをつけた。
4. 引用文中の下線は便宜上、文中の線は紙幅の関係から本文省略の必要上、それぞれ筆者の施したもの。

注

- 1) 拙稿：国語学すれすれ——古代地名伝説の資料的価値について——（北海道学芸大学 語学文学会紀要 第2号）
古代地名伝説考——国語意識の問題に関連して——（北海道学芸大学紀要 第1部A 人文科学篇 第15巻）
- 2) 例えば、日本書紀通証は「訛」——について「音横転訛之謂、奈磨流、生也、不熟之意」とし、国語意識史の研究（永山勇）はこの説を全面的に支持している。
- 3) 吾縵郷（尾張）・牛窓（備前）・資珂島・怡土郡（筑前）・児饗石（同）・三毛郡（筑後）・鹿春郷（豊前）の7例。
- 4) 国語意識史の研究（氷山勇）p. 209.
- 5) 千酌（島根郡）・努多（橋縫郡）の2例。
- 6) 手染（島根郡）・栲島（同）・大野（秋鹿郡）・神原（大原郡）の4例。
- 7) 出雲記は唯一の完本風土記であり、各郡毎に編者を異にしているが、編サンの方針は全編を貫通して、整然たる体裁をととのえている。たとえば、郡・郷・里・駅…の地名の表記、排列の次第、記述内容の体、距離・方位の記載法等、ほぼ、みごとに統一を示している。たとえば、無数に出て来る方位の記し方：東北・東南はすべてこの字面で統一。西北は1カ所だけ北西（これは後人の誤写と考えられる）。西南・南西だけは両様あり。又、改の字はすべて分注にのみ紀年を明記して用いている。地名伝説の体裁にかぎり、

- まちまちであるのは、これらの例から推して、編者の、用字法上の不注意の結果とは考えられない。資料（又は伝承）そのものの多様性の反映であったと思われる。
- 8) 認定のしかたによって小異のあるのは当然だが、今、山本信道氏の計数（記紀の地名説話考——共立女子短大紀要 第1号）による。
 - 9) 古事記 中巻（神功皇后の条下、御食津大神^{みけつ}>氣比大神^{けひ}）
 - 10・11) 問題の箇所——^ミ今謂伊豆美也^ミ、^ミ今者謂久須婆^ミ——を、訂正古訓古事記（は本文とし、真福寺本その他は分注としている。
 - 12) 井上通泰博士は、手沼川（飭磨郡）の原注^ミ生年魚有味^ミを引いてウマンと読むべきことを説いた（播磨風土記新考 p. 424）。以来これが定訓とされている。
 - 13) 1・7は共に^ミ於今^ミ、3・4・5・6・8は^ミ今・今者^ミとなっている。したがって、1・7はイマニと読んで、^ミ今でも^ミの意、3-8はイマハと読んで^ミ今では^ミの意であるべきことはいうまでもない。ただ、2だけは^ミ於今者^ミとなっていて、大系本はイマニと読ませているが、これは書紀のヨコナマリ式の原形である点を思えば、むしろイマハと読むべき場合と思われるが如何。
 - 14) 古典文学大系2（風土記）p. 416.
 - 15) 同上。
 - 16) 注8と同じ。
 - 17) （和銅六年）五月甲子、畿内七道諸國郡郷名著好字、其郡内所生銀銅彩色草木禽獸魚虫等物、具録色目、及土地汝^ミ、山川原野名號所由、又古老相傳舊聞異事、載史籍言上。（続日本紀 卷第6）。
 - 18) 日本書紀 16例（地名伝説10、その他1<以上本文>、分注5）。豊後記 6例、肥前記 12例、日本書紀・風土記に見られる訛の字の用例は、都合34例ぐらいか。